

韓日における子ども・若者の生活困難状態に関する基礎的研究

—「家出」問題に対する韓国の青少年政策に注目して—

岡部 茜ⁱ, 林 徳栄ⁱⁱ, 深谷 弘和ⁱ, 丸山 里美ⁱⁱⁱ, 山本 耕平^{iv}

本稿は、韓日における子ども・若者への支援の仕組みに関して論じるものである。近年日本においては、子ども・若者の生活の困難さが深刻な問題となっている。韓国も日本と同様であり、両国には多くの共通点がある。本稿では、生活困難状態にある子ども・若者のなかでも特に家出する若者に焦点を当て、韓日における彼らの生活困難の背景および若者支援の仕組みについて比較検討を行った。第一に、家出の若者の背景について、両国の家庭、雇用、教育の三つの点から検討した。そこでは両国で家族形態や高い若年失業率、教育における競争の厳しさという点で類似しているものの、韓国の若者の方がより過酷な状況に置かれていることが推察された。第二に、韓国における「青少年福祉支援法」(2005～)とその法による支援に言及した。日本においても「子ども・若者育成支援推進法」が子ども・若者を支援する法律として存在するが、本法は具体的な支援をほとんど規定していない。これらの比較から、韓国における若者支援の仕組みやそれについての議論から学ぶ必要があると提案する。韓国での取り組みは、日本における子ども・若者支援政策および実践、議論の再検討を助けてくれるだろう。

キーワード：子ども・若者、家出、生活困難、貧困、韓日調査、青少年福祉

はじめに

近年、子どもや若者の抱えている生活の困難さや、問題の実態が「貧困」として明らかにされることが増えてきている。子どもの貧困率は1985年の10.5%から2009年には15.7%へと上昇しており、6人に1人の子どもが貧困状態であることが明らかにされた(阿部, 2008; 松本, 2008など)。さらに、経済的な困窮状態に加えて、虐待や家庭内暴力、いじめや不登

校などの問題も深刻化している。そして、乳幼児期や学童期の課題が思春期や青年期にも影響し、生活上の困難を経験する者が多い。働けど働けど不安定な就労により生活が困難な「ワーキングプア」、家賃を払えない、保証人が見つからないためにネットカフェなどに寝泊まりする「ネットカフェ難民」、社会との関係を断ち、長く自宅や自室に閉じこもる「ひきこもり」など、困難に直面している若者は多い。しかし、そのような困難に直面する若者に対して、「努力が足りなかった」や「我慢ができない」といったような若者バッシングや、その要因を個人に帰す自己責任論はいまだに強くある。若者を取り巻く生活の困難は、これまで日本社会が向き合ってきた諸課題が表出した形であり、まさに社会問題としてとらえなければならない。

i 立命館大学大学院社会学研究科博士後期課程

ii LH 土地住宅研究院責任研究員

iii 立命館大学産業社会学部准教授

iv 立命館大学産業社会学部教授

立命館大学大学院社会学研究科での3年間のプロジェクト研究(先進プロジェクト研究SG)では、これまで上記のような若者の実態を、韓国との比較の中でとらえてきた。それは、韓国でも、1997年に生じたIMF危機以降、若者の失業率が上昇し、また過酷な学歴競争や教育機会の不平等などの教育課題、虐待など家族の問題など、日本の子ども・若者が直面している問題と共通した課題があると考えてきたためである。

しかし韓国と日本の子ども・若者が直面している問題には、相違点もある。特に重要な点として、韓国では、日本に比べて若者の家出の問題が社会問題として認識されているということがある。日本でも、ホームレスの若者が増えてきているとの指摘はあるが、それを「家出」としてとらえるという視点は薄い。さらに韓国では、従来からある児童福祉にくわえて、9歳から24歳の若者を「青少年」として政策の対象としている。その結果、生活困難状態にある若者、なかでも安定した居住場所を持たない若者を対象とした支援は、韓国では日本に比べて手厚いように思われる。

以上をふまえて、本稿では、韓国が社会問題として可視化してきた家出問題を踏まえ、日本の子ども・若者の実態について検討を加えることとする。また、韓日における若者の生活困難の実態について、先行研究を踏まえ、改めて整理するとともに、韓国が実施している青少年政策がいかなるものであるかを明らかにする。

1. 韓日の子ども・若者の状況

— 「家出」に注目して

先行研究や政策・事業について見ていく前に、両国における子ども・若者の状況について、「家出」に焦点を当て確認しておきたい。

韓国では、家出について法律による定義はなされていない。また家出青少年の正確な規模を把握した公式統計もない。そのため警察庁の18歳未満の失踪

児童統計と女性家族部による青少年の生涯家出経験率を用いた規模推定値が活用されている(キム・ジョン/ジョン・ソヨン, 2014: 3)。警察庁の資料によると、2014年現在の失踪申告件数は、21,591件である(警察庁, 2015)¹⁾。また、女性家族部は、「家出」を「親または保護者の同意なく24時間以上帰宅しない」と定義し、調査時までの家出経験有無を根拠に「特殊青少年」と「一般青少年」に分け家出率を求めている。「特殊青少年」とは、家出・学校不適応・非行経験のある者であり、「一般青少年」とは、それらの経験がないものである。2014年の調査では、「特殊集団」の69.3%、「一般集団」の11.0%が、一回以上の家出経験があると報告された(統計庁ホームページ資料)。具体的な推移は表1、表2の通りである。

近年の韓国における青少年家出の特徴は、低年齢化、長期化、常習化していることだ、と要約できる(警察庁, 2012)。さらに家出した青少年は多様な支援ニーズをもつ社会的弱者としても現れている。また、家出した後の若者たちが集まって暮らす「家出ファミ」(家出とfamilyのfamを合わせてつくられた造語)、親の許可を得た「家出ファミ」を指す「独立ファミ」、インターネットを通じて一時的に同居する「オンライン・ファミ」、家出した状態で学校に通う「家出学生」、そして居住脆弱階層を含めた「野宿青少年」等、家出の原因と形態により新たな現象が発生し、またその現象についての造語がつけられ、家出をめぐる青少年の状況も非常に多様化している。(キム・ジョン/ジョン・ソヨン, 2014: 3)。

また、2011年の調査によると、29歳以下の青年は、路上生活者の3.7%、ホームレス・シェルター利用者の25%、ネットカフェやサウナといった住居ではないところで生活する人々の5%を占めていると報告された(ソ・ジョンギョン/キム・ジュンヒ/パク・ヒョヨンほか, 2011)。

一方、日本における家出の実態は、十分ではないものの、警察庁による少年の補導及び保護の概況である程度の把握ができる。「平成26年中における少

表1. 失踪児童統計

(単位：人)

年	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
14歳未満	7,064	8,602	9,470	9,240	10,829	28,099	27,295	23,089	21,591
14～19歳	9,390	12,240	15,337	15,118	19,445				
19歳未満の総計	16,454	20,842	24,807	24,358	30,274	28,099	27,295	23,089	21,591

(警察庁（韓国）、各年度「失踪児童・家出人申告及び処理現況」より筆者作成)

表2. 生涯家出経験率

(単位：%)

年	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2014
一般集団	9.9	10.9	12.1	12.8	11.6	13.7	10.2	12.2	11.0
特殊集団	67.9	67.1	59.2	73.8	72.6	73.0	-	72.8	69.3

(統計庁（韓国）ホームページ、各年度「青少年家出実態」より筆者作成)

注：2010年調査までは一般青少年と特殊集団（非行、家出、学校不適応を経験した青少年）が調査されているが、2011年調査では一般青少年のみ調査が行われた。また、2012年からは隔年で調査が実施されているため、2013年は調査が実施されていない。

表3. 家出少年の発見・保護人員の推移

(単位：人)

年	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
人員数	16,630	16,989	17,549	16,906	16,766	16,502	15,917	16,708	18,832	16,766

(警察庁（日本）「平成26年中における少年の補導及び保護の概況」より筆者作成)

年の補導及び保護の概況」では、20歳未満を対象とした家出少年の発見・保護人員は表3のような推移を見せている。

日本の家出総数は、ここ10年ほどの間、小さな増減を繰り返しつつも横ばいで推移している。しかし、20歳未満人口が減少傾向にあることから考えれば、20歳未満人口における家出少年の発見・保護人員の割合は、決して減少してはおらず、むしろ緩やかに増加していると言えるだろう。「平成26年中における少年の補導及び保護の概況」によれば、学職別で見ると中学生と高校生の合計が総数の7割近くを占めており、男女の割合では2009年以降、男性の割合が女性の割合を上回っている。

家出した若者たちは、心身の危機状態に置かれていることがある。さらに、家出し、住む場所もなく経済的に困窮する若者の一部が、違法性の高い性産業に巻き込まれていることも報告されている（仁藤，2014；鈴木，2008）。そのような報告では、家出した若者の生活困難状況やその背景と関わって、そ

の者が生きていく上で必要な人との「関係性の貧困」が指摘され（仁藤，前掲書）、家に居づらい若者にとって、現行の社会福祉制度が利用しやすいものでないこと、そして社会福祉の充実が一層求められることなどが指摘されている（仁藤；鈴木，前掲書）。

現在の社会福祉研究においては、貧困状態の背景や要因として「家出」が取りあげられることはあっても、家出そのものに着目して研究しようとするものはない。しかし、上記の表からも日本において家出者数の減少は見られず、また近年、「ネットカフェ難民」「最貧困女子」「難民高校生」として報告される若者の事例には、少なくない割合で家出状態にある事例を読み取ることができる。さらに、ホームレス支援の現場から若年のホームレスが増加していることも報告されており、今日の日本社会において、そうした若者を対象とした取組を分析し、彼らの社会的な支援を充実させることが重要な課題であると思われる。

2. 韓日における子ども・若者が抱える困難の背景

それでは、まず韓国と日本の両国の子ども・若者たちが、いかなる背景のもとで生きることが困難になっているのかを韓日比較の先行研究を踏まえつつ、整理していく。その整理は、①労働、②教育、③家族の大きく3点に分けて行っていく。

(1) 労働にみる背景

日本では、バブル経済の崩壊以後、「失われた20年」と呼ばれる経済不況に陥り、そのしわ寄せが若者に押し寄せたことが指摘されてきた(宮本, 2012)。韓国でも、1997年末のIMF危機の影響により、労働市場における若者は厳しい位置に立たされた(金, 2011a)。両国において、その現状は今なお続いている。その現状を失業率、非正規雇用率、雇用政策の3点から確認していくこととする。

まず失業率をみてみたい。2000年以降の韓日の失業率の推移を示したのが、図1である。韓日ともに全体の失業率に対して、15歳から34歳までの若者の

失業率が上回っていることが確認できる。日本では、2008年のリーマンショックに伴って、失業率が大きく変動しているが、その影響は若年層に大きく出ていることがわかる。全体では、4.2%から5.3%への変化であるのに対して、15~24歳では、7.2%から9.1%へ、25~24歳でも、5.3%から6.4%への変化がある。韓国では、15歳から24歳の失業率が2003年以降高止まりしており、近年ではさらに上昇しつつあることがわかる。失業率の変化からは、韓日ともに経済の変動が若者の雇用に大きく影響していることがわかる。

上村(2011)は、相対的若年失業率(30~59歳の失業率に対する20~29歳の失業率の比率)から韓日の比較を行なっている。それによれば韓国と日本の相対的若年失業率には大差があり、日本は一貫して低く安定しているのに対して、韓国は高く、大きく揺れ動いていることを明らかにしている。彼はそこから、韓国は日本以上に急速な社会変化を経験しており、その社会経済的要因が若者の労働に大きく影響を与えていることを指摘している。

次に、非正規雇用の実態からみていくが、韓国と日本では、非正規雇用の定義や分類基準が異なるた

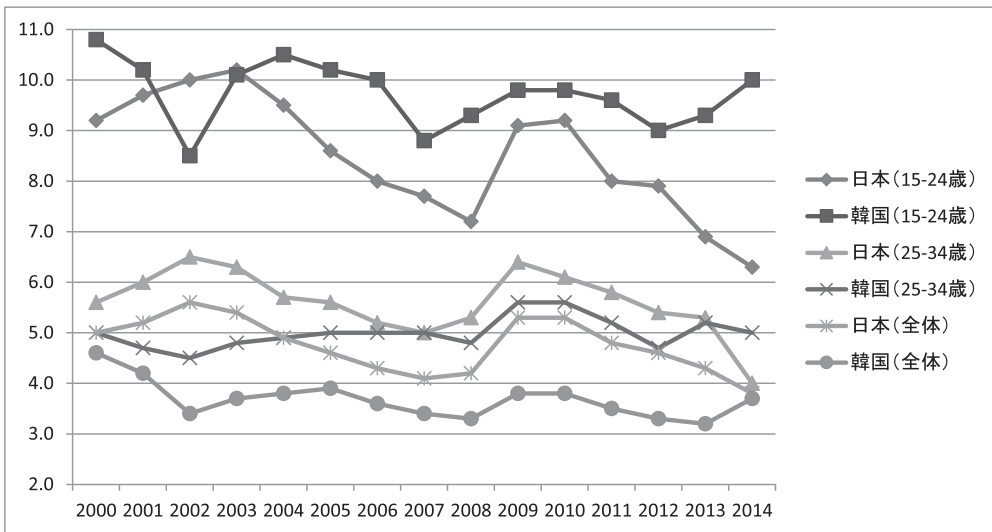


図1 韓日の失業率の推移

(単位: %)

(OECD.Statより筆者が作成)

め、統一的なデータによって比較を行うことはできない²⁾。しかし、韓国と日本の両国で非正規雇用率は増加しており、日本で全体に占める非正規雇用労働者の割合は、1990年の19.1%から、2014年には37.4%に上昇している(厚生労働省「非正規雇用の現状と課題」)。この上昇の背景には、日本の雇用慣行の変化の他にも65歳以上の高齢者の割合の増加があるが、それでも全非正規雇用労働者のうち15~24歳は11.8%、15~34歳で15.4%と3割近くが若年層で占められている。なかでも「不本意非正規」と呼ばれる「正社員として働く機会がなく、非正規雇用で働いている者」は、全非正規雇用労働者の18.1%であるが、その「不本意非正規」の43.5%が15歳から34歳までの若者であることが明らかになっている。韓国の非正規雇用労働者の割合は、2002年に56.6%でピークとなり、現在も50%台で推移している(キム, 2007=2008)。

金(2011b)は、韓日の若者の非正規雇用の増加について、単にそれ自体が問題ではなく、より重要なのは賃金の問題であることを指摘している。韓国と日本の非正規雇用による賃金水準は、正規雇用の5~6割程度しかない。その結果、日本でもワーキングプア、またはその極端なケースとして「ネットカフェ難民」が社会問題化した。韓国でも2007年に若年層の失業や不安定雇用の問題を取り上げた『88万ウォン世代』をきっかけとして、若者の雇用問題が注目された。

最後にこのような若者の雇用問題に対する政策対応を韓国と日本で比較しておく。結論的には、両国ともに「ウェルフェアからワークフェアへ」という新自由主義的な福祉国家再編の一環としての政策をとっているといえる。日本では、2003年にフリーターやニートに対する対策として「若者自立・挑戦プラン」が立てられ、若年層の雇用政策が本格化し、その後、2006年に「フリーター25万人常用化プラン」や2008年からは全国で「若者自立塾」や「地域若者サポートステーション」が設置されるなど、雇用へ向けた職業訓練を主とする政策が展開された。

韓国でも同様に1997年のIMF危機以降に、1998年の「高学歴未就業者対策」や2001年の「青少年失業総合対策」などの雇用政策が推進されるようになった。

金(前掲書)は、「雇用を重視する考え方それ自体は悪いことではないが、今日の状況からする限り、そのワークフェア政策にはそもそも困難があるように思われる。というのは、上述したようにワークフェア政策の興隆の背景には、経済情勢や雇用状況の悪化があるが、ワークフェア政策の推進は、若者の失業・貧困問題をその悪化した雇用の側に投げ返すことになるからである」(金, 2011b: 110)とし、韓国と日本でのワークフェア政策にも限界があることを指摘する。

韓国と日本の若者の雇用問題は、自己責任の認識に基づいた労働強調政策が展開され、雇用問題が失業率や非正規雇用率の高さといった社会環境要因から生じる貧困の問題としては認識されていないことが政策上からはうかがい知れる。例えば、木下(2007)は、生活保護受給者の総数のうち、20~29歳の受給者が約3%程度であることを指摘している。韓日ともに深刻化する若年層の雇用問題であるが、雇用問題に伴う生活の困難さを踏まえた政策展開が求められるといえるだろう。

(2) 教育にみる背景

教育分野における韓日の共通点としては、OECD諸国のなかでは両国とも高等教育への進学率が高く、学歴社会であり、学歴競争が激しいこと、そして高等教育の学費は高額であり、なおかつ学生支援制度が整備されていない(ほとんどが貸与型の奨学金であり卒業後の負担が大きい)ために個人の負担が大きく、出身家庭の経済力が学歴に大きく影響することが挙げられる。ただし、日本に比べ韓国では、学校教育の初期の段階でほぼ普遍的にどのような背景を持つ学生も高い教育達成に向けて一元的に方向づけられることが指摘されており(中村他, 2002)、それに伴い学歴競争はより深刻であると考えられる。

また、学歴社会であることや高等教育の学費が高

いことなどは共通しつつも、両国の学生における学校空間の認識には差異があることが報告されている。日本の中高生は、学校を中心とした友人関係が濃密であり、学校や地域に限定された閉鎖的ネットワークを持っているのに対し、韓国の中高生は、学校内外での役割の区分が明確であり、学校外やメディアを介した拡散的ネットワークを持っている傾向にある(阪井, 2013)。韓国社会は日本に比べ、インターネットの環境が整っており、そういった基盤も韓国の学生の学校生活や友人関係に影響を与えていると考えられる。また、韓国の親は子どもの成績に関心を示し、日本の親は「友人関係」に関心を示すといった差異も指摘されている(阪井, 前掲書)。

このように、教育システムや学校空間に関する先行研究を見ていくと、韓国では日本以上に学校生活において強い学歴競争のプレッシャーがあることがうかがえる。このような学校生活の中で、学校生活が苦しくなった学生たちはどのようにその苦しさを表出しているのだろうか。不登校に関しては、両国における定義の違いに加え、韓国で正確な調査データが公開されておらず比較が難しいため³⁾、ここでは中途退学者(韓国では「学業中断者」として調査された統計)のデータを確認しておくこととする。高校生での中途退学者の割合は、韓国で約1.65%、日本で1.5%であり大きな差異はない⁴⁾。ただし、韓国においては小学校、中学校時点での中途退学者がそれぞれ、小学校15,908人(全体2,728,509人)、中学校14,278人(全体1,717,911人)と報告されている⁵⁾。

また韓国では、男性に兵役義務が課せられているが、2011年から中学校を卒業しないものは免除になっており、不登校や中途退学は兵役の資格を得られなくなることもつながる。兵役を経たことは、韓国社会での結婚や就職、それ以外の生活においても重要な要素となるため、日本では不登校や中途退学の問題が低学歴ということから就職などの不利につながるが、韓国では不登校や中途退学の問題は単に低い学歴となることだけでなく、兵役に参加できな

いという点からも大きく社会的に不利な状況に立たされるということを意味する。

ただし韓国では、既存の学校制度をドロップアウトした学生の受け皿として、1998年、初・中等教育法施行令により特性化高校(代案学校)が認可されている⁶⁾。特性化学校として認可されるようになった代案学校は、受験中心の教育への疑問や教育の不平等など学校教育が持つ矛盾に対する問題意識を土台とする教育実践の流れを汲んで、1990年代頃より韓国で取り組まれてきた取り組みである(橋元2012)。日本でも、同様にオルタナティブな教育実践が取り組まれてきたが、高校として法律により認められてはいない。日本と比較して、オルタナティブ教育の取り組みが特性化高校として法律の枠組みで認定されていることの意味は大きいだろう⁷⁾。

(3) 家族にみる背景

家族に関する韓日の共通点としては、若年者の親との同居率の高さや、労働市場の変容により男性が仕事をして女性が家事や育児をするといった男性稼ぎ手モデルの維持の難しさがある一方、性別役割分業意識が根強く残っていること、さらにそういった要因が複雑に絡み合っている生じている晩婚化、出生率の低さなどがある。また、両国とも児童虐待の件数は近年、急激に増加している⁸⁾。以下で、韓日の世帯構成や親子関係による葛藤について確認しておく。

まず、両国の世帯構成について見てみることにする。韓日両国とも未婚の若年者は親との同居率が高いものの、韓日それぞれの世帯構成の違いに注目するとどのようなことが見えてくるだろうか。EASS 2006の調査結果によると、日本の分析対象者1,756人に占める「単身」世帯の人々の割合は6.7%であるのに比べ、韓国の分析対象者1,430人に占める「単身」世帯の人々の割合は12.1%と二倍ほど高い数値を示している。これをさらに年代別でみると、20代、30代ともに韓国は日本に比べ「単身」の割合が相対的に高く、「未婚・親やきょうだいなど同居」や

「既婚・親と同居」が低くなっていることが確認できる（岩井・保田，2009）。

また、樋口によっても20～34歳の未婚者の親との同居率が分析されている。彼によれば、日本では年齢が30歳を超えても同居率は高水準を維持しながら推移することに比べ、韓国では20歳あたりから年齢とともに同居率が徐々に下がる傾向にある（樋口，2011）。さらに、樋口は親との同居率と、就業形態との関係についても分析を加えており、日本では親と同居することが非正規雇用と無業の、韓国では無業の緩衝材になっている可能性があることを指摘している（樋口，前掲書）。家族との同居が、若者の貧困を潜在化させることから考えれば、この韓国での「単身」世帯率の相対的な高さは、日本よりも若者の貧困が可視化されやすい環境を作っているとみることもできるのではないだろうか。

家族のあり方としては、両国とも共通して少子化や晩婚化の特徴を有している。家族制度としては韓日両国とも、これまで男性が一家の稼ぎ手となり、女性が家事を行うという性別役割分業を基本としてきた。両国ともに1990年代以降、労働市場が不安定化し、男性一人の労働では一家の家計を支えることは難しくなっており、加えて性別役割分業への批判もなされてきたものの、依然として性別役割分業が制度面でも、文化面でも根強く残っている。韓国では、特に1997年のIMF危機以降、男性の稼ぎ手としての立場が不安定化した。これにより女性の経済的役割と寄与が強調されたが、その一方で家族内のジェンダー平等や民主的な家事分担は停滞しているために女性たちが取りうる選択肢は多くは存在せず、結婚の時期を遅らせる、あるいは出産計画を調整する、キャリアと経済的独立のために結婚しない選択をするといったことが生じた（金，2014）。

日本の若者の直面している苦しさをめぐっては、親が身につけてきた価値観や子どもに対する親の期待が子どもの不安や自己否定に関係していることが指摘されてきた（山本，2013）。韓国の親子関係と自立への葛藤について、男性と女性とを分けて分析

した先行研究では、労働市場の変化による経済的自立の困難化や女性の社会進出といった社会的変化と親の子に対する期待のズレが若者の葛藤を生んでいることが指摘されている（尹，2009）。

（4）韓日に共通する子ども・若者が抱える生活困難

ここまで、韓日における若者の生活上の困難について、①労働、②教育、③家族の3点から整理をおこなってきた。韓国と日本で若者の置かれている環境において、それぞれに異なる点がありながらも、共通点があることも確認してきた。

これらの点に加えて韓国と日本の若者の生活困難を考える上で、押さえておかなければならないのは自殺の問題である。韓国と日本はOECD諸国のなかでも自殺者数が多いことで知られている。日本では2014年に策定された「自殺総合対策大綱」のなかで、若年層への取り組みの必要性・重要性が指摘されている。また韓国でも、日本と同様に20代の死亡理由の第1位が「自殺」であり、社会問題として認識されている。

韓国と日本において若者が直面している生活困難の背景を整理すると、どちらも社会経済的な影響を強くうけ、生活困難状態に陥っていることがわかる。そのなかで、生活困難に直面する若者に対してはどのような社会福祉的な支援が展開されているのだろうか。次節からは、韓国と日本における子ども・若者の生活上の困難状態に対する政策の違いを整理していくこととする。

3. 子ども・若者の貧困状態に対する韓日の政策の違い

本章では、韓日の児童福祉法に見る対象および施設の設定・定員・現員数を確認し、韓日における児童福祉の現状が大きく異なっていないことを確認したのち、韓国における青少年福祉政策とその下での取り組みについて言及していく。

(1) 韓日の児童福祉法に見る対象及び施設の比較

生活上の困難さに直面している子ども・若者に対する韓日両国の政策の違いを見る際に、まずは両国の児童福祉法では、どのような対象や施設の規定があるのかを確認しておきたい。

①韓日の法律の条文

まず、韓国の児童福祉法⁹⁾では、第1条で「この法律は、児童が健康に出生して幸福で安全に育つようにその福祉を保障することを目的とする」と目的を規定し、第3条で用語の定義をしている。韓国の児童福祉法において、「児童(아동)」とは、「18歳未満の者」であり(1項)、「保護を必要とする児童(보호를 필요로 하는 아동)」とは、「保護者がなく、又は保護者から離脱した児童、又は保護者が児童を虐待する場合等その保護者が児童を養育するのが不相当であり、又は養育する能力がない場合の児童」(4項)と規定されている。また、「支援対象児童(지원대상아동)」があり、「調和的で健康的に成長するのに必要な基礎的な条件が整えられておらず社会的・経済的・情緒的支援が必要な児童」としている(5項)。

一方、日本の児童福祉法では、第4条で「児童」を「満18歳に満たない者」、「要保護児童」を「保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童」(第6条の8項)としている。

両国とも、基本的には18歳を対象規定の区切りとしつつも、一部の施設では、必要な場合は18歳以降の支援を行うことが定められている。

②韓日の類似する施設

両国の児童福祉法で規定されている施設は類似しており、主な施設としては、保護者のない児童や保護者が養育することが現状適切でない場合等、養護を要する児童を養護する入所施設として、韓国では「児童養育施設(아동양육시설)」, 日本では「児童養護施設」があり、社会的養護の施設を出た後の若者

など、家庭で生活することが難しく安定した社会生活をおこないづらい若者の就労や生活の支援をする施設として、韓国では「自立支援施設(자립지원시설)」, 日本では「自立援助ホーム」¹⁰⁾がある。また、日本では不良行為をなす、またはなすおそれのある児童や家庭環境その他の環境上の理由によって何らかの生活上の困難さを抱える児童を支援する施設として「児童自立支援施設」、情緒の現れ方が激しい、あるいは自分ではうまくコントロールすることが難しいなどで、生活上の困難さを抱える児童の支援施設として「情緒短期支援施設」があるが、韓国では犯罪傾向にある者も、情緒上の困難さをもつ者も「児童保護治療施設(아동보호치료시설)」が支援機関として定められている¹¹⁾。

両国それぞれの児童福祉施設の定員と現員を、18歳以下の人口比で算出すると表4のようになる。

両国の児童福祉法の条文と施設について見てきたが、基本的にはどちらも類似した法整備となっており、施設も同じように配備されているように思われる。表4で示す通り、18歳未満人口に占める施設の定員の割合を確認しても、韓日で大きな差はないようである。

(2) 韓国の青少年政策

韓国の児童福祉法と日本の児童福祉法とを並べて見てみると、両国の法律は似た形を取っており、韓国の方で大きく欠けて見える部分はないようである。しかし、日本とは異なり、韓国には児童福祉法とは別に、青少年福祉支援法が存在し、この法律に基づく事業が児童福祉法に基づく事業とはまた別に展開されている。本節ではこれらの韓国における青少年福祉の法とその事業について言及する。

①韓日の青少年政策¹³⁾

韓国の青少年政策は、大きく二つの法律が柱になっている。その法律の性格により区分すると次のようになる。

1つ目は、青少年基本法である。青少年基本法は

表4 韓日の児童福祉施設定員・現員

韓国					日本				
	施設 (箇所)	定員 (人)	現員 (人)	定員の対18歳未満 人口比 (%) (18歳未満人口： 9,678,277人)		施設 (箇所)	定員 (人)	現員 (人)	定員の対18歳未満 人口比 (%) (18歳未満人口： 19,966,000人)
児童養育施設	243	19,806	14,038	2.05	児童養護施設	595	34,044	28,831	1.90
					乳児院	131	3,857	3,069	
児童保護治療 施設	11	611	486	0.06	児童自立支援 施設	58	3,815	1,544	0.28
					情緒障害児短 期治療施設	38	1,779	1,310	
計	254	20,417	14,524	2.11	計	822	43,495	34,754	2.17

(韓国の数値：施設は保健福祉部による『児童福祉施設現況』(2014)、児童の数は韓国の統計庁のホームページのデータによるもので、2013年末を基準とした。

日本数値：2014年の厚生労働省「平成26年度全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議資料」。2013年の18歳未満人口は『日本の統計』(2015)より。

定員の対18歳人口比は小数点第3位を四捨五入している。)¹²⁾

1991年に制定、1993年から施行されて今日に至る。また、この基本法を土台に、青少年福祉支援法と青少年活動振興法がある。青少年基本法は、青少年の権利及び責任と、家庭・社会・国家・自治体の青少年に対する責任を定め、青少年政策に関する基本的な事項を規定することを目的としている（青少年基本法第1条）。

青少年福祉支援法は2005年から施行されている。本法は、青少年基本法の目的を実現するための法律であり、青少年福祉の増進に関する事項を定めることを目的としている（青少年福祉支援法第1条）。

また、青少年活動振興法も2004年に制定され、青少年福祉支援法と同様に翌年2005年から施行された。目的は、多様な青少年活動を積極的に振興させるための必要な事項を定めることであり（青少年活動振興法第1条）、青少年活動施設や青少年修練活動に必要な条項などが規定されている。

さらに、「学校外の青少年支援に関する法律」（2014年制定・2015年施行）があり、この法律では小中高において長期間にわたり欠席した青少年や除籍される、あるいは退学した青少年、進学していな

い青少年を対象にしている。これらの法律の主な目的は青少年に対する「支援」であり、対象になる青少年の年齢は、いずれの法律も9歳以上、24歳以下となっている。

2つ目が、青少年保護法である。この法律は1997年に制定・施行されたが、「青少年に有害な媒体物と薬物等が青少年に流通することや青少年が有害なところに立ち入りすること等を規制し、青少年を有害な環境から保護・救済することで、青少年が健全な人格をもつ人に成長できるようにする」ことを目的としている（第1条）。青少年保護法は、目的からも分かるように、青少年の支援より「有害環境から保護」することを目的としており、対象となる青少年を19歳未満と規定している（第2条の1項）。そのほか、青少年に関する法律として、「児童・青少年の性保護に関する法律」（2000年に制定・施行された「青少年の性保護に関する法律」が2011年に全面改正）がある。

以上、韓国の青少年政策は、その目的が「保護」か「支援」かによって区分され、対象にする青少年の年齢も異なる。本稿では、主に「支援」を目的と

する「青少年基本法」と「青少年福祉支援法」で定められている支援の在り方について述べるが、その前に「児童福祉法」と青少年政策との関係についての韓国での議論に触れておくこととする。両者は互いに対象にする年齢やその問題が類似していることから、二つの政策関係が問われきた。

児童福祉政策と青少年政策とを統合しようとする動きは、2008年から政府により本格化されている。2008年12月に政府の保健福祉部は、児童福祉政策と青少年政策を統合する法律案を発議し、具体的には、当時の児童福祉法と青少年基本法を統合するとともに、関連したほかの法律の整備を行うことにしていた。法律案が発議された後、これをめぐる様々な議論が起こったが、これに対して法律検討報告書¹⁴⁾は、「現在まで児童または青少年について、児童政策では保護の対象に、青少年政策では育成の対象にする現状があり」「その結果、統合に対して学界や現場では否定的な認識が現れ、慎重な進め方が必要である」としつつ、批判的な意見を次の三つに区分した(保健福祉部 2014: 10)。第一に嬰育児(6歳未満の就学前の児童を意味、「嬰育児保育法」第2条)、教育等も含んだもっと広い観点からの統合が必要であるとの意見、第二に青少年育成政策の本質を毀損する恐れがあるという意見、第三に二つの政策の歴史やアイデンティティ、専門性を認める必要があり、まだ十分な検討が行われていないとの意見が挙げられている。

結論として2011年に政府は、「児童政策と青少年政策の統合の必要性は認めるが、今後この問題に対する推進方向を持続的に模索する」こととし(女性家族委員会, 2011)、児童政策と青少年政策の分離を前提とした組織改編を行い、関連した法律案は全部廃棄した。これによって、現在は、児童と青少年政策は分離されたまま運用されており、政府の管轄部署も、児童政策は保健福祉部、青少年政策は女性家族部となっている。

ここで家のない児童は、どの政策の対象になるべきかが問題となるが、それらの具体的な基準や方針

は、各々の施設や政策の方針により定められている。法律や方針の具体的な詳細は後で述べるが、概念的には保護すべき理由が確実に判定される場合は、児童福祉法による施設へ、そうではないケースは青少年福祉法による施設へと区分されていると考えられる。児童福祉法による支援の場合、その保護すべき理由が「確実」であるために、大人になるまで支援を持続的に行う必要があるとされる。これに対して、青少年福祉法の支援は、「中間的」「臨時的」支援の意味も持ち、支援の期間等制限がより厳しいが、施設利用の基準は児童福祉法の施設より緩やかである。この区分はあくまでも概念上のものであり、実際には現場の判断や対応によりどの法律の対象者になるかが決められると思われる。

このように韓国では青少年支援政策が整備されている一方、日本では韓国の青少年福祉支援法のような法制度は存在していない¹⁵⁾。しいて挙げるとするならば、2010年に施行された子ども・若者育成支援推進法を挙げるができるかもしれない¹⁶⁾。子ども・若者育成支援推進法は、子ども・若者の育成支援について、その基本理念や、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定めるとともに、子ども・若者育成支援推進本部を設置すること等により、他の関係法律による施策と相まって、総合的な子ども・若者育成支援のための施策を推進することを目的とするものと規定され(子ども・若者育成支援推進法第1条)、子ども・若者が社会で生活していくための支援の基本理念を定めた理念法である。

本法律で定められた主な事業は、子ども・若者支援地域協議会と子ども・若者総合相談センターの設置の二つであるが、これらはどちらも努力義務であり、予算補助もほぼついていない。設置数をみても今はまだ全国に広がっているとは言えない。そのため、韓国の青少年福祉支援法のように、具体的な事業を定めその予算を保障することは、今後の課題であると言えよう。ただし、日本の子ども・若者育成支援推進法は、条文には明記されていないものの、

表5. 韓日における子ども・若者への支援政策

	韓国	日本
児童	児童 = 18歳未満 児童福祉法	児童 = 18歳未満 児童福祉法
若者	青少年 = 9歳以上24歳以下 青少年基本法 青少年福祉支援法 学校外の青少年支援に関する法律	子ども・若者 = 乳幼児から30代 子ども・若者育成支援推進法 (※ただし、あくまでも理念法である。)

内閣府の説明資料によると基本的に乳幼児から30代までを対象としており¹⁷⁾、韓国の青少年基本法や青少年福祉支援法で規定される9歳から24歳までという対象範囲より広く、20代後半や30代の若者も対象に含めている。ここから、韓国と日本の子ども・若者への支援政策についてまとめると、表5のように示すことができるだろう。

②韓国の青少年福祉支援法に規定される具体的な事業

本稿で注目する、生活が困難な状態にある青少年に対する支援は、韓国では青少年福祉支援法に基づきおこなわれている。特に家出青少年をはじめとする、従来の児童福祉法による保護の対象（適切な養育ができない環境に置かれている者）として認められにくい、または従来の政策から零れ落ちた児童・青少年の受け皿として、青少年福祉支援法の支援が行われていると言える。法律では青少年福祉支援施設の種類を、青少年シェルター、青少年自立支援館、青少年治療リハビリセンターと定めており（青少年福祉支援法第31条）、青少年自立支援館は青少年シェルターを退所した青少年を、青少年治療リハビリセンターは、学習・情緒・行動上の障害をもつ青少年を対象にしている。

青少年自立支援館や青少年治療リハビリセンターに関する条項は、2012年に新たに設けられ、まだ本格的にその事業が開始されていないため、ここでは、青少年福祉支援法に基づいた支援のうち、現在中心的な役割を果たしていると思われる青少年シェルタ

ーを中心に考察する。

青少年シェルターとは、家出青少年が、家庭・学校・社会に復帰して生活ができるよう、一定の期間保護し、相談・居住・学業・自立等に関して支援する施設をいう（青少年福祉支援法第31条第1号）。女性家族部の『2015年度青少年青事業案内』では、青少年シェルターの具体的な意味として、①家出青少年に（対象）②一時的に（保護期間）③生活支援及び保護（サービス）を通して④家庭・社会への復帰（短期目標）を目指し⑤学業及び自立を支援するための（中長期目標）⑥青少年福祉施設（青少年施設という類型）としている（女性家族部、2015a: 273）。

ここで青少年の年齢は、「9歳以上24歳以下のもの」であるが、シェルター入所対象の選定の際には、「19歳未満の青少年」を優先し、入所対象は①9～19歳未満、②19歳～24歳の順位となっている（同ページ）。

青少年シェルターは、1990年初頭から民間や宗教団体を中心に運営されていたが、2004年に青少年福祉支援法が制定されることで、青少年シェルターの法的な設置根拠が設けられた。現在は保護期間や利用対象者、目的によって三つに区分されて運営されている。その詳細は表6の通りである。

また、2014年の年末時点で、類型別シェルターと利用者数からみた青少年シェルターの現況は表7、表8の通りである。

これらの表からわかるように、青少年シェルターの施設数や利用者数は、年々増加する傾向にある。

表6. 韓国青少年シェルターの種類

区分	一時シェルター	短期シェルター	中長期シェルター
保護期間	24時間～7日以内 一時保護	3か月以内の短期保護 * 3か月2回に限り延長可能（最長9か月）	3年以内の中長期保護 * 1回1年に限り延長可能（最長4年）
利用対象	家出・路上徘徊・路上生活している青少年	家出青少年	家出青少年
核心機能	一時保護及び路上相談支援（アウトリーチ）	・心理・情緒相談支援 ・ケース管理を通じた連携	・心理・情緒相談支援 ・社会復帰に向けた自立支援
機能	・危機介入相談，進路指導，適性検査等相談サービス提供 ・家出青少年への早期救助・発見，短期青少年シェルターとの連携 ・食べ物，飲み物等基本的なものを提供 ・医療サービス支援及び連携	・家出青少年の問題解決のための相談・治療および予防活動 ・衣食住，医療等保護サービスの提供 ・一時・中長期青少年シェルターとの連携 ・家庭及び社会復帰青少年を分類し，連携サービス * 低年齢青少年（13歳未満）は児童福祉施設や児童保護専門機関等に連携することを勧奨	・家庭への復帰が難しい場合や特別な長期間の保護が必要な危機青少年を対象に学業・自立支援等特化したサービスの提供 * 低年齢青少年（13歳以下）は児童福祉施設，児童保護専門機関等に連携することを勧奨。
位置	・移動型（車両） ・固定型（青少年流動地域）	主要都心	住宅街
志向点	家出予防，早期発見，初期介入及び保護	保護，家庭及び社会への復帰	自立支援
備考	宿所やトイレの場合，必ず男女分離して運営すること	必ず男女シェルターを分離して運営すること	

(女性家族部, 2015a: 274)

表7. 年度別青少年シェルター運営現況（単位：箇所）

年度	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
一時シェルター	7	9	9	10	10	10	13	21	22
短期シェルター	43	45	42	47	49	48	49	50	50
中長期シェルター	21	25	25	24	24	25	30	32	37
計	71	79	76	81	83	83	92	103	109

(女性家族部, 2015b: 140)

表8. 年度別青少年シェルター利用現況

年度	2008	2009	2010	2011	2012	2013
予算（100万ウォン）	4,639	4,651	5,874	6,262	7,287	8,137
シェルターの数（箇所）	76	81	83	83	92	103
利用人数（延べ）（人）	235,209	245,653	267,117	400,533	405,204	455,219

(女性家族部, 2015b: 141)

シェルターの他にも、青少年相談福祉センターが、2015年6月現在、全国的に208ヶ所開設・運営されている。そこでは主に、青少年と親に対する相談・福祉支援、暴力・虐待等の被害を受けた青少年に対して緊急救助や法律及び医療支援などが行われている(青少年福祉支援法第29条・同施行令第14条による)。特に青少年相談福祉センターが国から委託を受けて運営する「青少年電話1388」(2005年から開始)は、24時間365日利用可能で、相談窓口の役割を果たし、年間400,311件の相談を行っている(2014年現在)。

また、地域コミュニティで青少年と関連する社会的資源をつなぎ、青少年個人に合わせたサービス提供を目的とする「地域社会青少年統合支援システム」(CYS-NET: Community Youth Safety-Net)が組織されている(青少年福祉支援法第9条及び同法施行令第4条による)。学校、教育庁、労働関連行政、医療機関、保健所、青少年シェルター、青少年支援施設などが恒常的な連携を通じて危機青少年を早期発見・保護することを目指して活動している。

(3) 韓日における政策の比較からみえること

韓日両国の法や法に基づく取り組みとして、特に青少年シェルターを中心に見てきたことから整理すると、0歳から18歳にかけては両国ともに、児童福祉法によりカバーされており、内容も両国類似したものとなっているが、18歳以降に関しては、韓国の方が日本より手厚くなっていると言えそうである。本節で見てきたように韓国では、青少年福祉支援法が9歳から24歳までを対象とし、青少年シェルターや青少年相談福祉センターなど具体的な事業予算が整備されている。これによって、日本では対象となりづらい若者への取り組みが国の制度として整えられている。

ここで見てきた韓国の青少年福祉支援法の成立やそこで法制化された取り組みは、法制化前から取り組まれてきた地域における草の根的な事業が土台となっている。1990年代の社会状況と若者の生活への

課題認識から、家出問題を対象としたシェルターなどの活動が地域に生まれ始め、そこを出発点として徐々に法制化されてきた。また、このような取り組みが法制化されることにより、それらの取り組みを活用する若者たちへ調査活動が可能になり、さらに韓国で生活する若者の生活困難の実態が明らかになっている。政策の展開が何らかの支えを必要とする対象者を発見することに繋がったのである。

このような韓国の法や取り組みを見ていくと、韓国において「青少年」という対象が、「児童」とは別に社会福祉政策の対象としてつくりあげられてきたことが一つの大きなポイントとなっているように思われる。研究の領域でも、青少年福祉が児童福祉とは別の枠組みで議論され、その取り組みや視点の固有性について議論が深められている。

一方、現代の日本で、韓国のように「青少年」という対象が社会福祉の政策対象としてつくり、個別に具体的な事業の予算化されるということは生じていない。しかし、今回見てきたように、韓国の青少年福祉支援法に定められる事業の対象となりうるような若者、例えば家出青少年と呼ばれるような若者は、日本にも少なくない数で存在していることが、事件やルポルタージュから明らかになりつつある。韓国の法制度やその法制度のもとで展開される事業から考えるならば、家出した若者などが日本の制度では対象とされないままに潜在化している問題が浮かび上がってくるように思われる。また、両国の比較は、若者の住まいの保障や危機介入など、日本の制度の課題を検討するための手がかりを与えてくれるのではないだろうか。

おわりに

ここまで述べてきたように、韓国と日本では、非正規雇用の増大や家族関係の変化などを背景として、若者が共通して生活上の困難さが深まっている実態が見られた。こうした韓日の若者の置かれている状況を、雇用、教育、家族の3点から検討していく限

り、互いに共通点は多いものの、若年失業率の高さや、学歴社会の厳しさ、若年層でも親同居が少なく、単身者が多いという点などから、韓国の若者の方が、日本と比べてより困難な状況に置かれていることが推測される。もちろん、だからといって日本の若者の置かれている状況を楽観的に見ることはできず、また両国ともに、若者の生活困難状況が可視化されつつあるものの、いまだ潜在化している人々が見過ごされているだろうことは、常に念頭におく必要がある。

困難に直面した若者を支援する制度は、児童福祉については韓日で大きな違いはなかったが、韓国ではそれに加えて1990年代以降、青少年福祉という領域がつくられ、9歳から24歳までの若者を別途支援の対象にしてきたことがわかった。また、こうした若者の問題の認識のされ方も韓国と日本では異なっており、日本では主に若年ホームレスの増加や若者の貧困としてとらえられているのに対して、韓国では若者の家出の問題としてとらえられていた。

以上のことから、日本において、若年ホームレスの増加や難民化という言葉で語られる若者の生活の困難状況とそれに対する支援策を検討していく際に、青少年福祉の領域が確立され、また家出が支援の対象として認識されている韓国の実践から学ぶことは少なくないと思われる。本稿では、それを検討するための予備的作業として、韓日の生活困難が深刻化する若者の状況とその背景、そして韓日の若者支援の法制化の違いを比較検討してきた。ただし本稿では、韓国の青少年支援の政策によってどの程度、若者の生活困難が緩和されたかについては言及することができていない。そのため、韓国における青少年支援の政策についての評価を含め、若者の生活困難状態をとらえ、それを支援していく際に、韓国の取り組みから何を学ぶことができるのかに関しては、今後の検討課題としたい。

注

- 1) 警察庁（2015）より。韓国の警察庁は、大きく

「失踪児童等」「家出人」に区分し、「失踪児童等」には「18歳未満児童」「知的障害者」「認知症患者」、「家出人」には「18～64歳未満」「65歳以上」と分けて集計している。その区分の意味については検討が必要であるが、「失踪児童等」には自己判断能力が低いとされるグループ、「家出人」には自らの意思で「家出」した、つまり自己判断能力があるとされるグループと、いう認識が根拠にあるのではないかと考えられる。

- 2) 特に韓国は、政府側と労働組合側によって非正規雇用労働者の定義は異なっている。政府側は正規の臨時職や日雇い労働者を分けているのに対して、労働組合側は、これらも非正規雇用労働者に含めている。
- 3) 正確な比較は難しいが、横田正雄（2001）が韓国に訪問して得た資料を用いて両国を対比し、①日本は韓国より、義務教育年代の不登校が多いこと、②韓国は日本より高校の不登校（辞退生）が多いことを指摘している。
- 4) 韓国は教育部による2014年の『教育統計年報』、日本は文部科学省による2014年の『児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査』をそれぞれ参照した。
- 5) 韓国も日本と同様に、小学校と中学校への就学は義務であり、「教育基本法」ではそれを国家の義務として定めている（第8条第1項）。そのため、原則的に中途退学や学業中断は認められていないが、その下位法律として「初中等教育法」では「就学義務の免除等」という条項があり（第14条）、第1項で「疾病・発育状態等によるやむを得ない事由で就学が不可能な義務教育対象者に対しては、大統領令で定めるところにより、就学義務を免除あるいは猶予することができる」としている。その義務教育の免除・猶予条項は、障害児を学校に通わせない親が処罰されない法律的根拠でもあったが、そのほか「特殊教育法」の規定を含んだ歴史的流れについては、クァク（2012）が詳しい。現在は、先進的教育の方法として広がっているホームスクーリングとの関係でも議論されている。2014年の学業中断者の理由をみると、小学校の猶予の場合、留学によるものが5,271人で最も多く、疾病195人である。免除の場合、海外

出国が8,008人、長期欠席が486人、疾病が28人となっている(教育部, 2014)。つまり現在、義務教育における学業中断は、貧困や障害・疾病より、海外留学による場合が多いといえる。

- 6) 初中等教育法施行令第73条の3、高校の区分(改正2011年12月30日)では、①一般高校(特定分野ではなく多様な分野にわたって一般的教育を実施する高校をいうが、第2号から第4号までの規定による高校に該当しない高校をも含める。以下、同様)、②第90条による特殊目的高校、③第91条による特性化高校、④自律高校(第91条の3による自律型私立高校及び第91条の4による自律型公立高校をいう)の四つの区分で定められている[※本条の新設2010年6月29日、第76条の2から移動(2015年9月15日)]。「特殊目的高校(小中等教育法施行令第90条)」とは、科学人材の養成のために科学系列の高校、外国語に堪能な人材養成のための外国語系列の高校と国際専門人材養成のための国際系列の高校、芸術人の養成のための芸術系列の高校と体育人の要請のための体育系列の高校、産業界の需要と直接連携された教育課程を運営する高校であり(受験の難易度が非常に高い)、「特性化高校(小中等教育法施行令第91条の1)」とは、素質と適性及び能力が類似した学生を対象に特定分野の人材養成を目的とする教育または自然現場実習等体験を主とする教育を専門的に実施する高校である。特性化高校については、代案学校と職業教育学校に区分する場合がある。「自律高校(第91条の3)」とは、教育課程を学校が自律的に運営することができる学校である。
- 7) ただし、近年では、そのような代案学校にも、偏差値の高い大学に進学しやすい学校、あるいは芸術などの英才教育をする代案学校とそうではない代案学校との序列化が起こっているとも言われている。
- 8) 韓国の保健福祉部の『全国児童虐待現況報告書』と、日本の厚生労働省『福祉行政報告例』を参照すると、2006年から2014年にかけて両国ともに2倍近く増加していることが確認できる。
- 9) 韓国の「児童福祉法」は、1961年に制定した「児童福利法」が1981年に「児童福祉法」の名を変え現在まで至っているが、多くの改正が行われて

きた。本稿で引用する条文は2015年3月27日に改正し、同年9月28日から施行されている法律をもとにする。

- 10) ただし厳密には、「自立援助ホーム」は児童福祉施設ではなく、「児童自立生活援助事業」という事業として位置づけられている。
- 11) 韓国の児童福祉法では児童保護治療施設として、「ア. 不良行為をしたか、不良行為をする恐れがある児童として保護者がいないまたは親権者や後見人が入所を申請した児童あるいは家庭法院、地方法院少年部から保護委託された19歳未満の人を入所させ治療と善導を通して健全な社会人に育成させることを目的とする施設」と、「イ. 情緒的・行動的障害のため困難を経験している児童または虐待により親から一時隔離され治療をうける必要がある児童を保護・治療する施設」の二つが定められている。
- 12) 両国ともに18歳以上の者が生活している施設もあり、18未満人口比で計算することはやや乱暴であるが、ここでは両国の大まかな値を確認することが目的であるため、すべて18未満人口比で計算することとする。
- 13) ここで引用する法律の条文は、すべて2015年12月時点でのものである。
- 14) 保健福祉家族委員会専門委員『政府提出青少年基本法全部改正法律案に関する検討報告』2009年4月27日。法案に関する検討報告書とは、国会に法案が提出される前に国家の常任委員会で討論が行われるが、その際に参考資料として該当法案と関係する各政府部署が提出する意見や立場をまとめたものである。児童・青少年法案は、国会の常任委員会の一つである当時の保健福祉家族委員会で提出されたためその委員会の専門委員による報告書が提出された。
- 15) ちなみに、「保護」という点でも、日本では青少年保護育成条例が類似した役割を担っているものの、韓国の青少年保護法のような法律は存在していない。
- 16) その他に、1970年代に勤労青少年たちの高い離職率や孤立が問題となったことを背景にしてつくられた勤労青少年福祉法を挙げることもできるかもしれない。本法は、勤労青少年ホームの設置な

どを定め、全国で若者支援を行う場になっていたが、近年は一部ユニークな活動を行う団体もあるものの、基本的には大きく衰退傾向にある。本法は、厚生労働省が2015年3月17日、第189回通常国会に「勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律案」を提出し、閣議決定したことにより、「青少年の雇用の促進等に関する法律」に改められた(厚生労働省ホームページ: <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000075763.html>)。この大きな改正もあり、韓国の青少年政策と比較できるような生活を保障するもの、というよりは就労支援に大きく比重を置いたものとなっているため、ここで詳しく取り上げることはしない。

- 17) 内閣府「子ども・若者育成支援施策の総合的推進」(http://www8.cao.go.jp/youth/suisin/pdf/law_s2.pdf)を参照。

文献

- 阿部彩, 2008, 『子どもの貧困—日本の不公平を考える』岩波新書。
- 橋元慶男, 2012, 「韓国の代案教育の歩みと今後の課題: 日本の代案教育との交流を通して」『岐阜聖徳学園大学紀要』51, 71-81。
- 樋口明彦, 2011, 「若年者雇用政策の比較—日本・韓国・台湾における雇用と社会保障」樋口明彦・上村泰裕・平塚眞樹編『若者問題と教育・雇用・社会保障—東アジアと周縁から考える』法政大学出版社, 55-90。
- 보건복지가족위원회전문위원회, 2009, 『정부제출청 소년기본법 전부개정안에 관한 검토보고』(保健福祉家族委員会専門委員会, 2009, 『政府提出青少年基本法全部改正法律案に関する検討報告』)。
- 보건복지부, 해당연도, 『진국아동학대현황보고서』(保健福祉部, 該当年度, 『全国児童虐待報告書』)
- 尹珍喜, 2009, 「韓国における若者の「自立意識」と親子関係—韓国の親子関係と若者の自立への葛藤に注目して」『人間文化創成科学論叢』11, 89-498。
- 岩井紀子・保田時男編, 2009, 『データで見る東アジアの家族観—東アジア社会調査による日韓中台の比較』ナカニシヤ出版。
- 金賢美, 2014, 『「社会的再生産」の危機と韓国家族の多層性』平田由紀江・小島優生編『韓国家族—グローバル化と「伝統文化」のせめぎあいの中で』亜紀書房, 8-31。
- 金成垣, 2011a, 「韓国における若者の生活不安と社会保障①」『月刊福祉』94(2), 88-91。
- 金成垣, 2011b, 「若者の貧困と社会保障 日本・韓国・台湾の福祉国家体制への示唆」樋口明彦・上村泰裕・平塚眞樹編『若者問題と教育・雇用・社会保障—東アジアと周縁から考える』法政大学出版社, 91-118。
- キムユソン, 2007=2008, 「韓国の非正規雇用の規模とその実態—統計庁の『経済活動人口調査・付加調査』の結果から」『労働法律旬報』1674, 42-67。
- 禹哲熏・朴権一 金友子ほか訳, 2009, 『韓国ワーキングプア 88万ウォン世代』明石書店。
- 木下秀雄, 2008, 「若者と生活保護」脇田滋・井上英夫・木下秀雄編『若者の雇用・社会保障 主体形成と制度・政策の課題』日本評論社, 146-163。
- クァク・ジョンナン, 2012, 「なぜ、重度障害者は学校に行けなかったのか—障害者夜学に通っている障害者の事例をもとに—」立命館大学院先端総合学術研究科『コア・エシックス』Vol.8: 113-122。
- 경찰청, 2012 『경찰백서』(警察庁, 2012 『警察白書』)。
- 경찰청, 2015, 「2014년 실종아동·가출인접수 및 처리현황」(警察庁, 2015, 「2014年失踪児童・家出人申告及び処理現況」)。
- 교육부, 2014, 『교육통계연보』(教育部, 2014, 『教育統計年報』)。
- 김지연・정소연, 2014, 『가출청소년 보호지원 실태 및 정책과제 연구』한국청소년정책연구원 (キム・ジョン/ジョン・ソヨン, 2014, 『家出青少年保護支援実態及び政策課題研究』韓国青少年施策研究院)。
- 松本伊智朗編, 2010, 『子ども虐待と貧困—「忘れられた子ども」のいない社会をめざして』明石書店。
- 宮本みち子, 2012, 『若者が無縁化する—仕事・福祉・コミュニティでつなぐ—』筑摩書房。
- 仁藤夢乃, 2014, 『女子高生の裏社会—「関係性の貧困」に生きる少女たち』光文社。
- 통계청홈페이지 (統計庁ホームページ (2016年2月14日取得, <http://kostat.go.kr>))

- 阪井裕一郎, 2013, 「居場所を求める若者／受験競争する若者」渡辺秀樹・金鉉哲・松田茂樹・竹ノ下弘久編『勉強と居場所 学校と家族の日韓比較』勁草書房, 120-149。
- 서종균·김준희·박효영 외 17명, 2011, 『주거취약계층전국실태조사』보건복지부(ソ・ジョンギョン／キム・ジュンヒ／パク・ヒョヨンほか17人, 2011, 『居住脆弱階層全国実態調査』保健福祉部)。
- 鈴木大介, 2008, 『家のない少女たち 10代家出少女18人の壮絶な性と生』宝島社。
- 上村泰裕, 2011, 「雇用構造と若者の就業—日本・韓国・台湾の問題状況はどう違うか—」樋口明彦・上村泰裕・平塚眞樹編『若者問題と教育・雇用・社会保障 東アジアと周縁から考える』法政大学出版社, 31-53。
- 山本耕平, 2013, 『ともに生きともに育つひきこもり支援』かもがわ書店。
- 横田正雄, 2001, 「韓国の不登校の現状とその対応について(その1)日本との比較調査から」『臨床心理学研究』38(3), 2-12。
- 여성가족부, 2015a, 『2015년도 청소년사업안내』(女性家族部, 2015a, 『2015年度青少年青事業案内』)
- 여성가족부, 2015b, 『2014 청소년백서』(女性家族部, 2015b, 『2014青少年白書』)
- 여성가족위원회, 2011, 『청소년기본법 전부개정법률안 심사보고서』(女性家族委員会, 2011, 『青少年基本法全部改定法律案審査報告書』)。
- 厚生労働省「平成26年度全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議資料」(2016年2月14日取得, http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/kaigi/dl/140804-all.pdf)
- 厚生労働省「『非正規雇用』の現状と課題」(2016年2月14日取得, http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/)
- 統計庁データベース(2016年2月14日取得, (http://kosis.kr/statHtml/statHtml.do?orgId=117&tblId=TX_117_2013_H004&vw_cd=MT_ZTITLE&list_id=117_11774_2013_01&conn_path=F0&path=#))
- 総務省統計局『日本の統計』(2016年2月14日取得, <http://www.stat.go.jp/data/nihon/02.htm>)

Fundamental Study of Children's and Youth's Difficulties of Living
Comparing Situations in South Korea and Japan :
Focusing on Policies on Youth Concerning "Runaways" in South Korea

OKABE Akaneⁱ, LIM DeokYoungⁱⁱ, FUKAYA Hirokazuⁱ
MARUYAMA Satomiⁱⁱⁱ, YAMAMOTO Kohei^{iv}

Abstract : This paper argues for further development of the support system for children and youths, comparing South Korea and Japan. Today, it seems that difficulties of living experienced by children and youths are going to be a serious problem in Japan. South Korea, like Japan, has serious poverty among children and youths, and both countries have many problems in common concerning difficulties of living affecting children and youths. In this paper, we focus on runaway youth, comparing differences and similarities in the background to their difficulties of living, and the present youth support system, between Korea and Japan. First, we examine the background of runaway youth in both countries from three points of view; family, employment and education. Both countries are similar in family configuration and high youth unemployment rate, with rigorous competition in education. However, it seems that conditions facing Korean youths are more severe. Second, we mention the "Youth Welfare Support Act" (2005-) introduced in Korea, and services stipulated in the law. The "Youth Welfare Support Act" deals with persons from 9 to 24 years of age and provides specific approaches such as runaway youth shelters and "Youth Counseling Welfare Centers." Although Japan has an "Act on Promotion of Development and Support for Children and Young People" (2010-) which is intended to help children and youths, this law does not stipulate specific services. From these comparisons, we propose that there are serious reasons to learn from South Korea about its support system for children and youths and from various arguments about it. We believe that several efforts made by South Korea provide good suggestions on how to reconsider the content of support policies concerning children and youth, and practice and related arguments in Japan.

Keywords : children and youths, runaway from home, difficulties of living, poverty, studies of Korea and Japan, youth welfare

i Doctoral Program, Graduate School of Sociology, Ritsumeikan University

ii Assistant Research Fellow, Land & Housing Institute

iii Associate Professor, Faculty of Social Sciences, Ritsumeikan University

iv Professor, Faculty of Social Sciences, Ritsumeikan University